

社会福祉法人北本市社会福祉協議会
社会福祉協力校設置運営要領

(目的)

第1条 この要領は、社会福祉法人北本市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が、市内の幼稚園、保育園、小・中学校及び高等学校等の園児・児童・生徒を対象に、社会福祉への理解と関心を高め、社会奉仕、社会連帯の精神を養うとともに、園児・児童・生徒を通じて家庭及び地域社会への啓発を図ることを目的として、社会福祉協力校（以下「協力校」という。）を指定し、設置する。

(申請)

第2条 協力校の指定を受けようとするものは、会長が指定する期日までに、次の各号に掲げる書類を会長に提出するものとする。

- (1) 北本市社会福祉協力校指定申請書（様式第1号）
- (2) 北本市社会福祉協力校事業計画書（様式第2号）

(決定)

第3条 会長は前条の申請書等を受理したときは、速やかに指定の可否を決定し、「北本市社会福祉協力校指定決定通知書」（様式第3号）により通知するものとする。

(指定期間)

第4条 協力校の指定期間は、1年とする。

(助成等)

第5条 会長は事業推進に要する経費として、毎会計年度の予算の範囲内で、北本市社会福祉協力校補助金を交付するものとする。

- 2 協力校の代表者は、指定期間終了後「北本市社会福祉協力校等事業成果報告書」（様式第4号）を提出するものとする。
- 3 協力校の代表者は、事業にかかる収入及び支出等を明らかにした帳簿を備えるとともに証拠書類を整備し、指定期間終了後5年間保管しなければならない。

(協力校の活動)

第6条 協力校は各校の方針と地域の実情に基づき、社会福祉に関わる別表に定める活動を行う。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

<p>協力校が 行う活動</p>	<p>(1) 広報・啓発活動 福祉講演会・映画会等の開催、学校新聞を利用した活動、社協および福祉施設等で開催する各種講座等の情報提供、福祉標語、福祉体験作文等</p> <p>(2) 調査・研究活動 各種調査・研究、図書資料の整備、研究発表等</p> <p>(3) 体験学習 手話や点字を学ぶ体験、車いすやアイマスクを利用した体験等</p> <p>(4) 交流活動 障害者や高齢者との交流、異なる世代との交流等</p> <p>(5) 社会福祉関係行事への参加 社会福祉大会・福祉まつり等への参加、社会福祉関係行事への参加、赤い羽根共同募金への参加等</p> <p>(6) 地域でのボランティア活動</p> <p>(7) その他目的を達成するために必要な活動</p>
----------------------	---